

宿泊約款（改定）

■適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等（法令又は法令に基づくものをいう。以下同じ。）又は一般に確立された慣習によるものとし、

2 当ホテルが、法令等及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとし、

■宿泊契約の申し込み

第2条 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による）
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

■宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

■申込金の支払いを要しないこととする特約

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

■施設における感染防止対策への協力の求め

第4条の2 当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法（昭和23年法律第138号）第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

■宿泊契約締結の拒否

第5条 当ホテルは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合においては、宿泊契約の締結に応じないことがあります。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室の余裕がないとき。
- (3) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由があるとき。
- (4) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- (5) 宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者の対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をし、又はその行為をするおそれがあるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、暴行、脅迫、恐喝等のほか、暴力的要求行為、その他威圧的な不当要求及び行為をしたとき。
- (8) 宿泊しようとする者が、喧騒な行為のほか、危険、不安等を感じさせるなど、宿泊又は利用する他のお客様に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (9) かつて当ホテルにおいて、本条（4）（5）（6）（7）及び（8）の各号いずれかに該当する行為をしたことがあるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、指定暴力団、指定暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」平成4年3月1日施行）、指定暴力団関係団体又はその関係者であるとき。
- (11) 宿泊しようとする者が、指定暴力団員が役員に就任し、又は事業活動を支配している法人その他の団体の役職員であるとき。
- (12) 宿泊しようとする者が、反社会的団体、その構成員又はその他の反社会的勢力であるとき。
- (13) 宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等（以下「特定感染症の患者等」という。）であるとき。
- (14) 宿泊しようとする者が、心神耗弱、薬物類及び飲酒等による自己喪失等、本人の安全確保が困難であるとき。
- (15) 挙動不審と認められる者であるとき、その他宿泊拒否に正当な事由があるとき。

■宿泊契約締結の拒否の説明

第5条の2 宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場

合、その理由の説明を求めることができます。

■宿泊客の契約解除

第6条 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けま
す。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が
宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合
は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたも
のとみなし処理することがあります。

■当ホテルの契約解除権

第7条 当ホテルは、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合には、宿泊契約を解除することがありま
す。ただし、本項は、当ホテルが、旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味
するものではありません。

(1) 宿泊前、宿泊中を問わず、宿泊約款第5条に規定するもののうち、(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)
(10) (11) (12) (13) (14) 及び(15)の各号いずれかに該当するとき。

(2) 客室での寝たばこ、消防用設備等に対する損壊や悪戯をしたとき、その他当ホテルが別に定める利用規則
の禁止事項（但し、火災予防上必要なものに限る。）のいずれかに該当するとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サー
ビス等の料金はいただきません。

■宿泊契約解除の説明

第7条の2 宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明
を求めることができます。

■宿泊の登録

第8条 宿泊客は、宿泊の当日、次に掲げる事項を登録（記載）していただきます。なお、外国人にあっては、
正確を期するため旅券若しくは、外国人登録証の呈示を求めるとともに、日本政府（厚生労働省）の指導により、
当ホテルは、当該旅券若しくは、外国人登録証を複写してこれを保存させていただきます。

(1) 宿泊客の氏名、住所及び連絡先

(2) 日本国内に住所を有しない外国人にあっては、上記(1)の事項のほか、国籍及び旅券番号

(3) その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条に規定する料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る
方法により行おうとされるときは、それらを提示するとともに前項に掲げる登録を願います。

■客室の使用時間

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌日正午までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

(1) 超過3時間までは、正規客室料金の3分の1

(2) 超過6時間までは、正規客室料金の2分の1

(3) 超過6時間以上は、正規客室料金の全額

ただし超過時間とは、同項に定める正規使用時間の超過時間を指すものとし、チェックインまたはチェックアウト時間のサービス特典のあるプランまたはカードで、そのサービス時間を超えて客室を使用する場合には、同項に定める正規使用時間を基準に追加料金を申し受けます。

■利用規則の制定及び履行と遵守

第10条 当ホテルは、利用規則を別に定めるものとし、宿泊しようとする者は、本宿泊約款とともに利用規則の規定を履行し、かつ遵守していただきます。

■営業時間

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、室内のサービスディレクター等でご案内いたします。

■料金の支払い

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

■当ホテルの責任

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

■契約した客室の提供ができないときの取り扱い

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテル

の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

■寄託物等の取り扱い

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは30万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持込になった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

■宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者からの連絡、指示により対処することとし、その他の処置については法令にもとづくものとします。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

■駐車場の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

■宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

■免責事項

第19条 当ホテル内からのコンピュータ通信のご利用にあたりましては、お客さまご自身の責任にて行うものといたします。コンピュータ通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当社は一切の責任を負いません。また、コンピュータ通信のご利用に当社が不適切と判断した行為により、当社および第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

■支配する国語

第20条 本約款は日本語と英語で作成されていますが、日本文と英文の間に不一致又は相違があるときは、すべて日本文によるものとします。

■裁判管轄及び準拠法

第21条 本約款による宿泊契約及びこれに関連する契約に関して生じる一切の紛争については、専ら当ホテルの所在地を管轄する日本の裁判所において、日本の法令に従い解決されるものとします。

■別表第1

宿泊料金の内訳（第2条第1項及び第12条第1項関係）

		内 訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料（室料（又は室料+朝食料）） ②サービス料（①×10%）
	追加料金	③飲食料（又は追加飲食（朝食以外の飲食料））及びその他の利用料金 ④サービス料（③×10%）
	税金	⑤消費税

備考

税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

■別表第2

違約金（第6条第2項関係）

解約申込人数	契約解除の通知を受けた日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
		一般	14名まで	100%	80%	20%
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%	
	100名以上	100%	100%	80%	20%	10%

（備考）

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合、その短縮日数にかかわらず、一日分の（初日）違約金を収受します。